

都営バス無線LAN（Wi-Fi）機器
設置契約者の公開募集要項

平成25年7月

東京都交通局自動車部

目 次

1	公募の趣旨	1
2	募集概要	1
3	対象車両	2
4	応募条件	2
5	応募手続等	3
6	契約締結等	5
7	提供条件	5
8	機器の技術要件	9
9	その他	10
	(様式1) 応募申込書	11
	(様式2) 月額使用料等見積書	12
	(様式3) 質疑書	13
	(様式3) 質疑書別紙	14
	(様式4) 応募辞退届	15

都営バス無線LAN（Wi-Fi）機器設置契約者の公開募集要項

1 公募の趣旨

東京都交通局（以下「交通局」という。）は、地方公営企業として、企業としての経済性を発揮しつつ、同時にその本来の目的である公共の福祉を増進することに努めている。本件では、公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備場所に交通局が所有する路線バス（以下「都営バス」という。）車内のスペースを提供し、都内の通信インフラの充実に寄与するとともに、収入の確保を図ろうとするものである。

交通局は以下に示す条件により、車内のスペースの提供を受け、機器を設置する者（以下「機器設置者」という。）の募集を行う。

2 募集概要

(1) 募集内容

交通局は、機器設置者を募集する。契約期間は5年間とする。使用料については、交通局が希望する最低月額使用料と同額以上の金額とする。

(2) 募集スケジュール

募集要項の公表から契約の締結までのスケジュールは以下のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

平成 25 年 7 月 2 日（火）から 7 月 8 日（月）まで	募集要項の公表及び配布
平成 25 年 7 月 9 日（火）から 7 月 12 日（金）まで	質疑書受付
平成 25 年 7 月 19 日（金）までに	質疑書回答
平成 25 年 7 月 22 日（月）から 7 月 26 日（金）まで	応募書類受付
平成 25 年 8 月上旬（予定）	契約相手決定の通知
平成 25 年 8 月中旬（予定）	契約締結

(3) 最低月額使用料

都営バス1両につき月額100円（税別）

ただし、消費税は機器設置者が別途負担すること。

(4) 必要経費

次の費用については、消費税も含め、機器設置者の負担とする。ただし、8（3）エに係る費用負担については、交通局と協議することとする。

ア 使用料

イ 機器設置費用

ウ 車両更新又は転籍に伴う機器載せ換え・設置・撤去費用

エ バス車内に掲示するポスター・ステッカー等の作成・貼付・撤去に係る費用

オ 運用費用

カ 修繕費

キ 一般の利用者への問合せ対応費用

ク その他本件の実施に際して必要となる費用

3 対象車両

(1) 機器設置の予定対象車両数

1,452 両（ただし、契約期間中に増減することがある。）

(2) 対象営業所

次に掲げる都営バスの営業所、支所及び分駐所とする。

ア 品川自動車営業所 品川区北品川 1-5-12

イ 品川自動車営業所港南支所 港区港南 4-7-1

ウ 渋谷自動車営業所 渋谷区東 2-25-36

エ 渋谷自動車営業所新宿支所 新宿区西新宿 3-19-1

オ 小滝橋自動車営業所 中野区東中野 5-30-2

カ 小滝橋自動車営業所杉並支所 杉並区梅里 1-14-22

キ 早稲田自動車営業所 新宿区西早稲田 1-9-23

ク 早稲田自動車営業所青梅支所 青梅市森下町 554

ケ 巣鴨自動車営業所 豊島区巣鴨 2-9-8

コ 巣鴨自動車営業所大塚支所 文京区大塚 1-4-2

サ 北自動車営業所 北区神谷 3-10-6

シ 北自動車営業所練馬支所 練馬区豊玉上 2-7

ス 千住自動車営業所 足立区梅田 2-3-11

セ 南千住自動車営業所 荒川区南千住 2-33-1

ソ 南千住自動車営業所青戸支所 葛飾区白鳥 1-8-1

タ 江東自動車営業所 墨田区江東橋 4-30-10

チ 江戸川自動車営業所 江戸川区中葛西 4-9-11

ツ 江戸川自動車営業所東小松川分駐所 江戸川区東小松川 4-47-19

テ 江戸川自動車営業所臨海支所 江戸川区臨海町 4-1-1

ト 深川自動車営業所 江東区東雲 2-7-41

(3) 車両運用等に係る注意事項

ア 整備又は運用上の都合で、運行しない車両が毎日発生する。

イ 都営バス車両は毎年度、数 10 両から 100 両前後の更新が行われるため、契約期間中、機器の載せ替え、新規設置又は撤去が発生する。

4 応募条件

(1) 応募者の資格

ア 法人であること。

イ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条本文に定める登録電気通信事業者として、総務省の次の Web サイトで名称が公表されていること。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin04.html>

ウ 東京都内において、公衆無線 LAN のアクセスポイントを 500 か所以上設置し、運用していること。

(2) 欠格条項

次の者は本件募集に応募できない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者

イ 東京都交通局競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 交資第 1711 号）に基づく指名停止期間中である者

ウ 経営不振の状態（以下に挙げる例による。）である者

（ア）会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づき、会社の特別清算開始の申立てがなされたとき。

（イ）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条及び第 19 条に基づき、破産手続開始の申立てがなされたとき。

（ウ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき、更生手続開始の申立てがなされたとき。

（エ）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき、再生手続開始の申立てがなされたとき。

（オ）手形又は小切手が不渡りになったとき。

エ 最近 1 年間の国税及び地方税を滞納している者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある者

（3）費用の負担

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

（4）応募書類の変更の禁止

一度提出された月額使用料等見積書の変更は認めず、当該見積書の記載内容は契約の一部としての法的効力を有するものとする。また、その他の事項についても軽微な変更以外は認めない。

（5）応募書類の著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属する。

（6）応募書類の取扱い

応募者から提出された書類は返却しない。

（7）使用言語及び単位

応募書類、質問等の言語は日本語とする。単位はメートル法とし、通貨は円を単位とする。

（8）その他

応募手続に関することについては、東京都交通局自動車部営業課自動車システム係にて対応する。東京都交通局の他部署や他の行政機関等には問い合わせをしないこと。

5 応募手続等

（1）募集要項の配布

次のとおり、募集要項を配布する。

配布期間	平成 25 年 7 月 2 日（火）から 7 月 8 日（月）までの平日 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
------	--

配布場所	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎12階北側 東京都交通局自動車部営業課自動車システム係 直通電話 03(5320)6109 なお、上記の期間内であれば、交通局ホームページでもダウンロード可能である。URLは次のとおりである。 http://www.kotsu.metro.tokyo.jp
------	--

(2) 質疑及び回答

本要項に関する質問は、下記の期間内に質疑書(様式3)により受け付ける。電子メール又は郵送により送付すること。宛先は(6)の担当部署とする。電話による質疑は受け付けない。

質問に対する回答は、電子メール又は郵送により行う。なお、一の質問者からの質問に対する回答について、他の質問者にも周知するべきと考えられる場合は、交通局の判断で同一回答を周知することがある。

受付期間	平成25年7月9日(火)から7月12日(金)まで 最終日の午後5時まで(必着)
回 答	平成25年7月19日(金)までに送信又は発送

(3) 応募書類の提出

応募者は次の書類を提出すること。

提出書類(部数:各1部)	
ア 応募申込書(様式1、封かんしないこと。)	
イ 月額使用料等見積書(様式2)	
ウ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書(原本、発行日から3か月以内のもの)	
エ 商業登記事項証明書(正本、発行日から3か月以内のもの)	
オ 定款(最新のもの)	
カ 会社法(平成17年法律第86号)上の決算報告書(直近実績3か年分)	
キ 事業税及び法人税の納税証明書又は課税証明書(最近1か年分)	
ク 東京都内における公衆無線LANのアクセスポイントの設置数、設置状況及び運用状況を説明する資料(任意様式)	
イからクまでの書類を封筒に入れ、封かんすること。	
提出期間	平成25年7月22日(月)から7月26日(金)まで 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで あらかじめ来訪日時を電話連絡の上、持参してください。
提出場所	(6)の担当部署

上記のほか、別途交通局が必要とする書類の提出を求めることがある。

(4) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、応募書類提出期間内に応募辞退届(様式4)を提出すること。

(5) 機器設置者の決定

- ア 機器設置者決定までの期間で、交通局が必要と認めるときは、応募の内容について説明を求めることがある。
 - イ 機器設置者は、応募者の資格を有し、欠格条項に該当しない応募者の中から、月額使用料の多寡、無料インターネット接続サービス提供時間の長短及び機器設置スケジュールの迅速性の3要素により、選定する。具体的には、別添「機器設置者選定基準」に基づいて最も多数の点数を獲得した者とする。最得多点の応募者が複数の場合は、月額使用料等見積書の提出を再度求める。その場合も最得多点の応募者が複数になった場合は、くじ引きで選定する。
 - ウ 応募者及び他の第三者は、審査過程の公表を求めることができない。
 - エ 条件を満たす者が存在しない場合は、機器設置者を「該当なし」とする。
 - オ 機器設置者決定後は、応募者全員に文書により結果を通知する。
- (6) 担当部署

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎12階北側

東京都交通局自動車部営業課自動車システム係

直通電話 03(5320)6109

電子メールアドレス S2000021@section.metro.tokyo.jp

(東京都交通局自動車部営業課 組織メールアドレス)

6 契約締結等

(1) 契約の締結

機器設置者の決定後、月額使用料等見積書の内容に基づき、交通局は機器設置者と契約を締結する。契約に要する費用は機器設置者の負担とする。

(2) 契約の辞退

機器設置者決定から契約の締結までの期間に機器設置者が契約を辞退する場合、機器設置者は、応募時に提示した月額使用料に1,452両分を乗じ、さらに12か月分を乗じた金額を補償しなければならない。

(3) 契約締結に応じない場合の措置

正当な理由なく、機器設置者が契約締結に応じなかった場合、機器設置者としての決定を取り消し、契約を締結しないこととする。この場合、機器設置者は上記(2)の費用を補償しなければならない。

(4) 交通局による契約の破棄

機器設置者の決定から契約締結までの間に、機器設置者について、資金事情の変化等により契約の履行が確実でないと交通局が判断した場合又は著しく社会的信用を損なうことなどにより機器設置者としてふさわしくないと交通局が判断した場合、交通局は契約を締結しないことができる。この場合、機器設置者は上記(2)の費用を補償しなければならない。

7 提供条件

(1) 契約期間及び契約解除等

ア 契約期間

平成 25 年 12 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日までの 5 年間

イ 機器設置者からの契約解除

原則として、契約期間中の契約解除は不可とする。真にやむを得ず契約の解除を行う場合は、解除について交通局の了承を得るとともに、6（2）の費用を賠償しなければならない。

ウ 交通局からの契約解除

契約期間中、機器設置者がサービスの提供を安定的に継続することが困難になった場合又は著しく社会的信用を損なうことなどにより機器設置者としてふさわしくないと交通局が判断した場合、交通局は契約を解除することができる。この場合、機器設置者は6（2）の費用を賠償しなければならない。

エ 設置機器の買取請求

契約期間終了後の設置機器の買取請求は不可とする。

オ 事情の大幅な変更への対応

契約期間中、社会情勢、技術の進展状況又はバス事業の運営環境等に大幅な変更が生じた場合、交通局及び機器設置者は真摯に協議の上、必要な対応を講じる。

(2) 履行スケジュール

ア 機器設置者は、平成 25 年 11 月 30 日までに渋谷自動車営業所の全ての車両 112 両に機器を設置し、一般の利用者が利用できる状態にすること。

イ 機器設置者は、平成 25 年 12 月以降、遅くとも平成 27 年 2 月 28 日までに全ての車両に機器を設置し、一般の利用者が利用できる状態にすること。また、少なくとも月間平均で 80 両以上の車両に設置していくこと。

ウ 契約期間中に車両の更新又は転籍が生じた場合は、機器設置者は、速やかに対応すること。

(3) 契約上の権利及び義務の譲渡等の禁止

機器設置者は、本件契約上の権利及び義務を譲渡又は一部譲渡することができない。ただし、事前に交通局の許可を得た上で、設置機器を他の事業者と共同で使用することができる。

(4) 第三者委託の制限

機器設置者は、原則として本件に係る実施事項を自ら行うものとする。ただし、事前に交通局の許可を得た上で、補助的又は物理的な作業を第三者に委託することができる。

(5) 機器設置者の基本的な責務

ア 機器設置者は、スマートフォン、タブレット端末、パソコン等を使用する都営バスのお客様を対象に、無線 LAN による高速インターネット接続サービスを提供する。

イ 機器設置者は交通局との契約期間中、インターネット接続サービスの提供を安定的に継続するものとし、みだりにサービスの提供を一時停止又は終了してはならない。

(6) 使用料の算定及び支払並びに機器設置数の報告

ア 機器設置者は、車内のスペースの使用及びバス車内で発生した電力の使用の対価として、交通局に使用料を支払うこと。

イ 機器設置者は、前月末日の機器設置数、当月の機器増加数及び減少数並びに当月末日の機器設置数を交通局に速やかに報告しなければならない。その際、機器の載せ換えに関しては連続した使用とみなし、一時的な未設置状態や二重設置状態は使用料の算定に際して考慮しない。

- ウ 月額使用料は、バス1両あたりの月額使用料と、無線LAN通信が可能な前月末日時点の車両数との積とする。
- エ 支払については、平成25年12月分から平成26年3月分までの合計額を平成26年3月に、平成26年4月分から平成26年9月分までの合計額を平成26年9月に行うものとし、以降、6か月分の合計額を毎年3月及び9月に支払うこと。また、機器撤去が完了した翌月に未払分を合計して最終の支払いを行うこと。
- (7) 交通局の義務
- ア 交通局は、機器設置者に対して、機器の設置に必要な車内のスペースを使用させる義務を負う。
- イ 交通局は、機器設置者に対して、機器の正常動作に必要な限りにおいて、バス車内で発生させた電力を使用させる。
- (8) プロジェクト管理者の選任
- ア 機器設置者は、本件の履行に関する全般的な責任を持ち、プロジェクトの進捗管理を行うプロジェクト管理者を選任し、交通局に報告すること。
- イ プロジェクト管理者は、本件プロジェクトの品質を確保するとともに、期限を遵守すること。
- (9) 機器の設置
- ア 機器設置者は、交通局と協議の上、設置スケジュールを決定し、車両に機器を設置すること。設置に際しては車両運行の振動等で落下することのないよう、しっかりと固定すること。
- イ 設置に際しては、車庫内での接触事故等がないよう、十分に注意すること。また、バス車内で部材や工具の落下又は置き忘れ等の事故がないよう十分注意すること。
- ウ 設置作業はバスの運用の都合により、作業時間の制約があり、1日に作業可能な車両数に上限があることに留意すること。また、予定外の運行や整備の発生により、予定どおりの作業ができない場合があることに留意すること。
- エ 設置作業はバス車両への機器の設置経験がある者に担当させること。
- オ 機器設置者は、契約期間中に車両の新規配備、転籍等が生じた場合、速やかに機器を載せ換え又は新規設置すること。
- (10) 通信試験の実施
- ア 機器の設置後、正常に無線LAN通信を行えることを営業所ごとに試験すること。
- イ 通信が正常に実施できない場合は、機器の設定値や設置場所等の調整を行うこと。
- ウ 山間部の路線などにおいて、前項の調整を行っても正常な通信が不可能な場合は、その旨交通局に報告を行い、了承を得ること。
- (11) ポスター・ステッカー等の作成・貼付
- ア 機器設置者は、バス車内に掲示するポスター・ステッカー等を作成し、車内の指定する場所に貼付すること。ポスター・ステッカー等の記載事項として、通信の方法や不具合等に係る問合せ先を明示すること。また、山間部の路線などにおいて、正常な通信が不可能な場合は、その旨明示すること。
- イ 機器設置者は、交通局Webサイトへの登載用として、ポスター・ステッカー等の電子ファイルを交通局に提供すること。
- ウ 機器設置者は、契約期間中に車両の新規配備、転籍等が生じた場合、速やかにポスタ

ー・ステッカー等を貼付すること。

(12) 機器の管理及び通信の品質の確保

ア 機器設置者は、契約期間中、設置機器の管理を行うことで、安定的に高速かつ高品質の通信を行えるようにすること。

イ 機器設置者は、機器の設置日、修理日、交換日、撤去日、設置機器の個体識別番号及び設置したバス車両の車号その他必要な情報を一覧にして管理すること。変更が生じた際には速やかに修正を行うこと。

ウ 機器設置者は、通信が低速又は不安定になるなどの不具合を自ら検知し又はお客様等から連絡を受けた場合は、速やかに現状を調査すること。

エ 機器設置者は、設置機器に故障が生じた場合、速やかに修理又は交換を行うこと。

オ 機器設置者は、設置機器を使用した通信に不具合が生じた場合、原因を究明し、サーバ又はネットワーク機器の増強、プログラム改修、パラメータ設定変更、設置機器の予防交換等、必要な対応を講じること。また、判明又は推定した原因と対策について、交通局に速やかに報告すること。

カ 機器設置者は、自らの負担により、設置機器と同等以上の機能又は性能を有する機器に交換することができる。この場合、交通局と協議の上、機器交換のスケジュールを定めること。

(13) 問合せ対応

ア 機器設置者は、本件の履行に関する交通局職員からの一元的な問い合わせ窓口を設置すること。問い合わせ窓口には電話番号、ファクシミリ番号及びインターネットメールアドレスを用意すること。

イ 機器設置者は、通信の方法や不具合等に係る一般の利用者からの問合せ対応を行うこと。対応は原則として年中無休（24時間対応）とし、日本語及び英語で対応すること。

ウ 機器設置者は、利用者向けのわかりやすい操作マニュアルを日本語及び英語で作成し、機器設置者の公式Webサイト等で公開すること。また、電子ファイルを交通局に提供すること。

(14) 契約期間の延長等

ア 契約の自動更新

契約期間の終了に際して、交通局又は機器設置者から特段の申し出がない場合は、契約を1年単位で自動的に更新する。ただし、最長で平成33年11月30日までとする。

イ 交通局からの契約終了の申し出

交通局の事情により契約を終了する場合、交通局は契約の終期の3か月前までに機器設置者に通知を行う。

ウ 機器設置者からの契約終了の申し出

機器設置者の事情により契約を終了する場合、機器設置者は契約の終期の6か月前までに交通局に通知を行う。機器の老朽化等により契約の更新が困難な場合も、同様に通知を行う。

(15) 機器の撤去

ア 機器設置者は、契約期間中に車両の廃止、転籍等が生じた場合、速やかに機器を載せ換え又は撤去し、原状回復を図ること。また、ポスター・ステッカー等を張り替え又は撤去すること。取り外し痕が残る場合は隠蔽措置を講じること。

- イ 機器設置者は、契約期間の満了その他の理由により本契約が終了するときは、バス車内の機器、ポスター・ステッカー等を撤去し、原状回復を図ること。取り外し痕が残る場合は隠蔽措置を講じること。
- ウ 機器設置者は、交通局と協議の上、機器撤去のスケジュールを定めること。特に、機器の撤去後に交通局が他の事業者と同種の契約を新規に締結する場合、契約締結及び機器設置に必要な期間について配慮すること。
- エ 機器設置者は、車内のポスター・ステッカーを貼付している間は、利用者に対して当該車両における無線LANのサービスを継続すること。
- オ 機器設置者は、機器の撤去中においても、無線LANのサービスを提供している車両の分については、交通局に使用料を支払うこと。
- カ 機器設置者は、撤去期間中においても、前月末日の機器設置数、当月の機器増加数及び減少数並びに当月末日の機器設置数を交通局に速やかに報告しなければならない。

8 機器の技術要件

(1) 総則

- ア 設置機器は利用者が安全、快適にネットワーク接続できるものであること。また、安定的に高速かつ高品質の通信を行えるものであること。
- イ 設置機器は他の通信事業者への貸し出しに対応できるものであること。また、他の通信事業者に適正な価格で積極的に貸出しを行うこと。

(2) セキュリティ対策

- ア 利用端末とアクセスポイント間の通信が暗号化されること。ただし、利用時のユーザ登録や認証のために無線LANに接続する場合など、やむを得ないと認められる場合を除く。
- イ 同一アクセスポイントに接続している利用端末間のアクセスが禁止されること。
- ウ 通信の不正利用を防止するため、利用者の本人確認及び通信履歴の保存を適切に行うこと。
- エ 電気通信事業法その他の法令に基づき、ユーザ認証、暗号化、個人情報保護、秘密保持等の対策を講じること。また、安全管理、セキュリティ確保等の体制及び仕組みが適切であること。

(3) サービス提供水準

- ア 国内の通信事業者と契約していない外国人の方も含め、利用者が事前に又はその場で利用手続を行うことで、一日につき30分以上無料でインターネットに接続できるサービスを提供すること。
- イ わかりやすいSSID（例えば「tobus-Wi-Fi」など）を用いることとし、決定にあたっては交通局の了承を得ること。
- ウ 災害発生時などの非常時には、サービスを時間制限なく利用者に無料で開放すること。
- エ 大規模な国際会議や国際的なイベント等の開催時には、費用負担等の条件について交通局と協議の上、サービスを時間制限なく利用者に無料で開放すること。

(4) 通信規格

- ア 設置機器はWi-Fi認証機器を使用すること。
- イ IEEE 802.11 a/b/g/nに対応すること。

- ウ ベストエフォートとして、10Mbps 以上の通信速度に対応すること。
- (5) 公序良俗の確保
- 以下に掲げる種類のサイトを初期画面として設定せず、また、それらのサイトに利用者を誘導しないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 5 号に定める指定暴力団等の活動の用に使用するもの。
 - イ 法令に違反する用に供するもの。
 - ウ 社会的な非難を受けるおそれがあるもの。
 - エ 公序良俗に反するもの。
 - オ その他交通局が不相当と認めるもの。
- (6) バス車内の設置に係る条件
- ア バス車内で発生するノイズに対して誤作動しないこと。また、当該機器から発生するノイズにより車両機器に影響を与えないこと。
 - イ バス車両に搭載している交通局の業務用通信機器が使用する電波との干渉が発生しないこと。
 - ウ バス車内への設置作業に際しては、他の機器の正常動作を妨げないよう、十分に注意すること。
 - エ 機器の具体的な設置場所については、交通局と協議の上決すること。設置に際して他の機器の撤去及び廃棄が必要な場合は、機器設置者の負担で適法に実施すること。
 - オ 車両側の供給電源電圧 DC24V に対応すること。
 - カ 運行による振動、車内温度変化に十分耐えられる仕様であること。
 - キ 営業運行の妨げになるような大きな音を車内に発しないこと。
 - ク 設置の機器数はバス 1 両あたり 2 台以内とすること。
 - ケ 機器の消費電力は機器 1 台あたり概ね 20W 以下とすること。
 - コ 機器の質量は機器 1 台あたり概ね 1.3kg 以下とすること。
 - サ 機器の外形寸法は機器 1 台あたり概ね W210mm×H70mm×D180mm 以下とすること。

9 その他

- (1) 機器設置者は、国内の関係法令を遵守すること。
- (2) 機器設置者は、特段の理由がある場合を除くほか、通信技術に係る国際基準及び国内基準に準拠すること。
- (3) 通信事業の実施に際して必要となる国、地方自治体等への申請、届出等は、機器設置者の責任と負担により実施すること。

平成 年 月 日

応募申込書

東京都

代表者 公営企業管理者

東京都交通局長 中村 靖 殿

住 所

氏 名 印

(法人の場合は名称及び代表者名)

(事務担当責任者)

所 属 職 名

氏 名

電 話

「都営バス無線LAN（Wi-Fi）機器設置契約者の公開募集要項」に基づき、応募の申込みをします。

(提出書類の名称)

平成 年 月 日

月額使用料等見積書

東京都

代表者 公営企業管理者

東京都交通局長 中村 靖 殿

住 所

氏 名

印

(法人の場合は名称及び代表者名)

「都営バス無線LAN(Wi-Fi)機器設置契約者の公開募集要項」に基づき、下記のとおり、平成25年12月1日から平成30年11月30日までの5年間における月額使用料、無料インターネット接続サービスの提供時間及び導入時の月間平均の機器設置車両数を見積ります。

記

(1) 車両1両あたりの月額使用料

金 _____円 (税別)

(2) 1日あたりの無料インターネット接続サービスの提供時間

1日あたり _____分

(3) 導入時(平成25年12月以降)の月間平均の機器設置車両数

1か月平均 _____両

平成 年 月 日

質 疑 書

東 京 都
代表者 公営企業管理者
東京都交通局長 中村 靖 殿

住 所

氏 名

(法人の場合は名称及び代表者名) (印鑑不要)

(事務担当責任者)

所 属 職 名

氏 名

電 話

「都営バス無線LAN (W i - F i) 機器設置契約者の公開募集要項」について、
質疑書を提出します。

質 疑 事 項	質 疑 内 容

(様式3)

質 疑 書 別 紙
(都営バス無線LAN (Wi-Fi) 設置)

質 疑 事 項	質 疑 内 容

平成 年 月 日

応 募 辞 退 届

東 京 都
代表者 公営企業管理者
東京都交通局長 中村 靖 殿

住 所

氏 名 印
(法人の場合は名称及び代表者名)

(事務担当責任者)

所 属 職 名

氏 名

電 話

「都営バス無線LAN (W i - F i) 機器設置契約者の公開募集要項」に基づき、応募を辞退します。